

千葉県稲毛区選挙管理委員会告示第2号

千葉県稲毛区選挙管理委員会規程（平成4年千葉県稲毛区選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月1日

千葉県稲毛区選挙管理委員会委員長 三浦 邦宏

第21条中、「地域振興課（以下「地域振興課」という。）」を「総務課（以下「総務課」という。）及び区役所地域づくり支援課（以下「地域づくり支援課」という。）に改める。

第23条中、「選挙課」を「選挙課及び管理課」に改め、同条第2項第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号を第19号とする。

第24条第3項中、「主幹」を削る。

附 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。